

県評価レベル引き上げに伴う市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について

1 静岡県評価レベルの引き上げについて

7月12日、静岡県は評価レベルを引き上げ、「国評価レベル1」から「国評価レベル2」と変更した。これにより、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル」について、これまでの「レベル1」から「レベル2」に移行することとなった。

2 学校運営の方針について

市内の感染状況については、新規感染者数が急激に増加しており、今後、夏季休暇における人の移動の増加や、オミクロン株の派生型への置き換わりの影響などによる感染者数の増加に注視するとともに、今後も学校における感染症対策を講じることが重要である。

また、夏季を迎え、熱中症のリスクが高くなることから、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、マスクの着用が不要な場面については改めて確認し、適切に対応をしていく必要がある。

さらに、感染への不安を感じている児童生徒等に配慮した対策も必要である。

これらの状況を踏まえ、今後の学校運営については、感染症対策をより強化するとともに、可能な限り工夫をして、授業・学校行事・部活動等を実施し、児童生徒の健やかな成長や学びを保障する。

気候の状況等、熱中症など健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

(1) 感染症対策について

- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・学校教育活動において、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用する。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をする。

(2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。(受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧される。)
- ・児童生徒または同居家族に発熱等の風邪症状がある場合等には、登校を控えること。
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意すること。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

3 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることのないように留意して日常的な活動を行う。
- (2) 児童生徒は、感染症対策の長期化に加え、日ごろの行動自粛により、心身のストレスが強まっていることが考えられることから、児童生徒ができるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮する。

4 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル2の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校させないこととする。
本市での実施方法 《強化》	・同居家族に風邪症状が見られる場合、家族の理解と協力を得て、 <u>登校を控えていただく。</u> この場合、宿題を課すなどして学習を保障する（欠席としない）。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《強化》	・ <u>登校の時間差をつけたり、入口を複数箇所設けたりして、密を避けて、校舎に入る前に実施する。</u> ・ <u>校舎に入る前の実施が難しい場合は、教室への入室後、速やかに児童生徒の健康状態を把握し、体調不良を確認した場合は他者に接触させないなど適切に対応する。</u>
(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・可能な限りの感染症対策を行った上で、リスクの低い活動は実施する。 ・児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける。対策を講じることができる場合は実施する。 ・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、特にリスクの高い活動の実施について慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、 <u>文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、慎重に検討し、実施する場合には、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける等の対策を講じる。</u>
② 給食指導	
文科省マニュアル	・通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応する。
本市での実施方法 《継続》	・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。

③ 休み時間	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ休憩については廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《強化》	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、<u>児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。</u> ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。
(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施することを検討する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動等の実施は慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のみの活動とし、下記の事項を徹底した上で実施すること。 「STEP 3 (市外)」→「STEP 2 (市内)」 ◆大会参加については、主催者の感染症対策を確認し、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を慎重に判断し、決定すること ◆部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。
留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・相手と接触したり、組み合ったりする活動の実施については、時間を短くする回数を減らす等の対策を行った上で、慎重に判断する。 ・近距離で向き合っの発声は行わない。 ・指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も継続して徹底する。 (部室内での着替え、準備片付け、休憩、飲食、下校時など) ・屋外でできる活動は屋外で行う。 ・ランニングは、互いに十分な距離をとって行う。 ・屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。 ・ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。 ・屋内の活動では、2方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。 ・部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。 ・楽器等については唾液の処理等も適切に行う。 ・ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。 ・共有する道具、よく手を触れる場所(手すり、ドアノブ)の消毒を行う。 ・共有のボトルやコップの使用はしない。 	